

Harmony - news & topics 2011.10

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の写真：

photo by yoko

どうする？どうなる？…定年・再雇用

～企業はどのように受け止めていかなければならないか？

◆多岐にわたるトラブル内容

定年後の再雇用（継続雇用）をめぐるトラブルが増えているようです。

トラブルの内容は「再雇用基準の有効性」「再雇用の有無」「再雇用の更新基準」「再雇用後の雇止め」など、多岐にわたります。

◆65歳までの雇用確保措置

2006年に施行された「改正高齢者雇用安定法」では、従業員の65歳までの雇用確保措置について、(1)定年制の廃止、(2)定年年齢の引上げ、(3)継続雇用制度の導入のいずれかを義務化（ただし暫定措置等あり）しました。そして多くの企業では、(3)の継続雇用制度のうち「再雇用制度」の導入を選択しているのが実状です。

◆裁判例は「労働者有利」の傾向に

前記の通り、「再雇用基準の有効性」「再雇用の有無」「再雇用の更新基準」「再雇用後の雇止め」をめぐるトラブルが増えています。近年、労働者側に有利な裁判所の判決が相次いで出されています。

昨年2月、再雇用制度の導入に必要な労使協定が存在しなかったことなどから、「制度導入を定める就業規則は手続要件を欠いており無効」と判断され、労働者としての地位が確認され、賃金の支払いが会社側に命じられたケースがありました（横浜地裁川崎支部）。

昨年3月には、会社側の一方的な再雇用の拒否が違法であると判断され、会社側に550万円の支払いが命じられています（札幌地裁）。

◆気持ちよく働いてもらうために

再雇用制度を導入する場合、法律に違反するものと判断されないよう十分な注意を払うことは当然ですが、それとともに、高齢者の方に気持ちよく働いてもらうための制度設計・賃金設計や環境づくりも必要となります。

若手社員が感じている「仕事の厳しさ」

～入社1～2年目の社会人を対象にアンケート調査

レジェンダ・コーポレーション株式会社では、今年7月に「若手社員の意識／実態調査」を実施し、その結果が発表されました。

2010年4月に新卒で入社した「2年目の社会人」と2011年4月に新卒で入社した「1年目の社会人」を対象に調査を行い、699名が回答しています。

◆3人に2人が「仕事が厳しい」

まず、「仕事が厳しいと感じるか」との質問には、65.1%が「感じる」（「毎日感じる」「時々感じる」のいずれか）と回答しており、約3人に2人が仕事の厳しさを感じているようです。

入社年数で比較してみると、入社1年目の社員よりも入社2年目の社員のほうが、「仕事が厳しい」と感じる割合が3.8ポイント高い結果となりました。

◆多くの若手社員が「知識不足」「能力不足」を自覚

次に「仕事が厳しいと感じることはどんなことか」（複数回答）との質問に対しては、上位5つは次の通りの結果となりました。

- (1) 「自分の知識不足」(63.8%)
- (2) 「自分の能力不足」(55.1%)
- (3) 「仕事の質の追求」(30.2%)
- (4) 「仕事の多さ」(29.3%)
- (5) 「仕事の進め方の細かさ」(27.9%)

以下、「対人関係」(27.6%)、「決まりごと・ルール」(27.6%)、「勤務時間の長さ」(19.0%)などと続いています。自己の知識・能力不足を自覚している人が多いようです。

◆厳しい環境が若手社員の成長に

厳しい仕事環境に置かれ、そして試行錯誤しながら様々な経験を積んでいくことで、若手社員は伸びていきます。時には厳しく接し、時にはフォローをしてあげながら、若手社員の成長を見守っていきましょう。



<http://opi.kahoku.co.jp/>

～はじまりました～

「オピの帯」は「オピニオンの帯」。東北から発信した意見が、太い帯となって世界に広がっていくようにとの願いを込め、「東日本大震災」から半年となる9月11日、河北新報が始めた新たなオピニオンサイトです。17名の執筆者のひとりとして、あくまでも私の視点で、肩肘張らずに見えたまま、感じたままの周辺情報を発信していきたいと思っています。門田陽子

◆勤務先再建ボランティアに失業手当を満額支給へ (10/5)

厚生労働省は、東日本大震災で被災した企業を再建するためにボランティアとして作業を行った失業者（再建する企業に勤務していた労働者）について、交通費や謝礼など少額の報酬を受け取っていた場合であっても失業手当を満額支給する方針を明らかにした。

⇒今後具体的な取り扱いが出ましたら改めてお知らせします。

編集後記：

神無月・・・日本独特の10月の呼び方ですが、皆様はこの呼び名の由来をご存じでしょうか？

調べてみたところ、【10月は、全国の神様が島根県の出雲大社に集まり、話し合いをする為、出雲以外には神様が居なくなる月＝神の無い月＝神無月】という説が、一般的に知られているようです。反対に、出雲（島根県）では、神在月と呼ばれているとか。今年の会議は、議題が満載、神様も頭を悩ませているかもしれませんが、人が希望をもって前に進めるような出来事をたくさん作っていただきたいものです。人間がどう頑張ってもできないことは文字通り「神頼み」にすると、私たちは、考え、努力し、思いやる力をもって、世の中と向き合っていきたいですね。

Harmony – news & topics 2011.10

#発行: 2011年10月10日 #編集・構成: 合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

